

昭和四十八年法律第百十三号

運輸安全委員会設置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第三条—第十七条）

第三章 事故等調査（第十八条—第二十五条）

第四章 勧告及び意見の陳述（第二十六条—第二十八条）

第五章 雜則（第二十八条の二—第三十三条）

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める運輸安全委員会を設置し、もつて航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することを目的とする。

(定義) この法律において「航空事故」とは、次に掲げる事故をいう。

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故

二 航空法第二百三十二条の九十第一項各号に掲げる事故であつて、国土交通省令で定める重大なもの

この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。

一 航空事故

二 航空事故の兆候（航空事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

三 この法律において「鉄道事故」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十九条の列車又は車両の運転中における事故及び専用鉄道において発生した列車の衝突又は火災その他の車両又は車両の運転中における事故並びに軌道において発生した車両の衝突又は火災その他の車両の運転中における事故であつて、国土交通省令で定める重大な事故をいう。

四 この法律において「鉄道事故等」とは、次に掲げるものをいう。

一 鉄道事故の兆候（鉄道事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

二 鉄道事故及び船舶事故（昭和六十一年法律第九十二号）第十九条の列車又は車両の運転中における事故を除くもの）

この法律において「船舶事故」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷

二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷

三 この法律において「船舶事故等」とは、次に掲げるものをいう。

一 船舶事故

二 船舶事故の兆候（船舶事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）

三 この法律において「原因関係者」とは、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の原因又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故に伴い発生した被害の原因に関係があると認められる者をいう。

四 第二章 運輸安全委員会の設置、任務及び所掌事務並びに組織等（設置）

五 第三条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省の外局として、運輸安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第四条 (任務) 委員会は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行ふとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求めるることを任務とする。

第五条 (所掌事務)

委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと。

三 鉄道事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

四 船舶事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

五 前各号の調査の結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について国土交通大臣又は原因関係者に対し勧告すること。

六 前各号の調査の結果に基づき、航空事故、鉄道事故及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見述べること。

七 前各号に掲げる事務を行ふため必要な調査及び研究を行うこと。

八 前各号に掲げる事務を行ふため必要な命令を含む。に基づき委員会に属せられた事務

第六条 (職権の行使)

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第七条 (組織)

委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

第八条 (委員長及び委員の任命)

委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行ふことがで

きると認められる者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

第九条 (委員長の権限)

委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。

この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、国土交通大臣は、直ちにその

委員長又は委員を罷免しなければならない。

次に各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた者

二 航空運送事業者若しくは航空機若しくは無人航空機（以下この号並びに第十八条第二項第一号及び第四号において「航空機等」という。）若しくは航空機等の装備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用者の他の従業者

四 鉄道事業者若しくは軌道経営者若しくは軌道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用者の他の従業者

項に規定する独立行政法人をいう。第二十八条の三において同じ。)、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。
2 前項の規定により事務の委託を受けた者は、その役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第二項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員又はこれらに従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第十三条の四、第七十六条第一項若しくは第二項、第七十六条の二、第三十二条の二十一、第三十三条の九、第二項若しくは第三十二条の九十一若しくは第三十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

第二十一条 国土交通大臣(船員法(昭和二十二年法律第百号)、第三十三条第一項の規定により国土交通大臣の行うべき事務を日本の領事官が行う場合にあつては、当該領事官)は、同法第十九条の規定により船舶事故等について報告があつたとき、又は船舶事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

第二十二条 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定により事故等についての事実の調査の援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第十八条第二項第四号に掲げる処分をさせることができる。

3 国土交通大臣は、事故等が発生したことを知つたときは、直ちに当該事故等について事実の調査、物件の収集その他の委員会が事故等調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第十八条第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

5 第十八条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

第二十三条 削除
(原因関係者等の意見の聴取)

第二十四条 委員会は、事故等調査を終える前に、原因関係者に対し、意見述べる機会を与えるなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、事故等調査を終える前に、意見聴取会を開き、関係者又は学識経験のある者から、当該事故等に関する意見を聞くことができる。

3 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機について発生した航空事故等、旅客を運送する鉄道事業若しくは軌道事業の用に供する鉄道若しくは軌道において発生した鉄道事故等又は旅客を運送する海上運送事業の用に供する船舶について発生した船舶事故等であつて一般的の関心を有するものについては、前項の意見聴取会を開かなければならない。

(報告書等)
第二十五条 委員会は、事故等調査(第三項に規定する特定調査を除く。)を終えたときは、当該事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

1 事故等調査の経過

二 認定した事実
三 事実を認定した理由
四 原因

2 前項の報告書には、少数意見を付記するものとする。

3 委員会は、航空事故等に関する調査のうち、国際民間航空条約の締約国たる外国の当局であつて同条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して航空事故等に関する調査を行う権限を有するものからの要請に基づき、当該当局が行う航空事故等に関する調査の一部として行うもの(以下「特定調査」という)を行う場合には、当該当局の求めに応じ、その経過について、当該当局に報告するものとする。この場合において、委員会は、当該当局が当該航空事故等に関する調査を終えるときに当該特定調査を終えるものとし、当該特定調査を終えたときは、その結果を国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

4 委員会は、事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から一年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告するとともに、公表するものとする。

第四章 励告及び意見の陳述

(国土交通大臣への勧告)

第二十六条 委員会は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事項に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣に勧告することができる。

1 事故等調査を終えた場合
2 当該事故等調査の結果

2 前条第四項の規定により事故等調査の経過について報告及び公表をする場合
3 当該事故等調査の経過

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に通報しなければならない。

3 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による勧告をする場合について準用する。

(原因関係者への勧告)

第二十七条 委員会は、前条第一項各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事項に基づき、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について原因関係者に勧告することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた原因関係者に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

3 委員会は、第一項の規定による勧告を受けた原因関係者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 第二十四条第一項及び第二項の規定は、第一項(前条第一項第一号に係る部分に限る。)の規定による勧告をする場合について準用する。

(意見の陳述)

第二十八条 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見述べることができる。

第五章 雜則

(情報の提供)

第二十八条の二 委員会は、事故等調査の実施に当たつては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等調査に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

(関係行政機関等の協力)

第二十八条の三 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人の長又は関係する地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第二十九条 この法律に定めるもののほか、委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第三十条 何人も、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十二条第二項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

第三十一条 第十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第二項第一号、第二号若しくは第三号、同条第三項又は第二十二条第四項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者

二 第十八条第二項第四号、同条第三項若しくは第二十二条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

三 第十八条第二項第五号、同条第三項又は第二十二条第四項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

四 第十八条第二項第六号、同条第三項又は第二十二条第四項の規定による処分に違反して物件を提出しない者

五 第十八条第二項第七号、同条第三項又は第二十二条第四項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八十九号) 抄

(施行期日)

この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(施行等がされた不利益処分に関する経過措置)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

規定期間 公布の日

(航空事故調査委員会設置法の一一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 この法律の施行の際現に從前の運輸省の航空事故調査委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第百七十七条の規定による改正後の航空事故調査委員会設置法（以下この条において「新航空事故調査委員会設置法」という。）第六条第一項の規定により、国土交通省の航空事故調査委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新航空事故調査委員会設置法第七条第一項の規定にかかるらず、同日における從前の運輸省の航空事故調査委員会の委員長又は委員としてのそれまでの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に從前の運輸省の航空事故調査委員会の専門委員である者は、この法律の施行の日に、新航空事故調査委員会設置法第十二条第二項の規定により、国土交通省の航空事故調査委員会の専門委員として任命されたものとみなす。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から五まで 略

六 第二十八条の規定による競馬法第二十三条の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第四項、科学技術會議設置法第七条第四項、宇宙開発委員会設置法第七条第四項、都市計画法第七十八条第四項、北方領土問題対策協会法第十二条、地価公示法第十五条第四項、航空事故調査委員会設置法第六条第四項及び国土利用計画法第三十九条第五項の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

第一次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一二〇号) 抄

〔運輸安全委員会設置法〕¹と/or。第八条第一項の規定により、運輸安全委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、運輸安全委員会設置法第九条第一項の規定にかかわらず、同日における前前の航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる運輸安全委員会の委員については、運輸安全委員会設置法第八条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

航空・鉄道事故調査委員会の委員長又は委員であつた者に係るその職務に関する知識を得た秘密を漏らしてはならない義務については、第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の施行の日前に発生した航空事故等又は鉄道事故等で同日においてまだ当該航空事故等又は鉄道事故等に関する報告書が国土交通大臣に提出されないものについても適用する。

運輸安全委員会設置法の規定は、この法律の施行の日前に発生した海難で同日においてまだ当該海難に関する審判開始の申立てがされていないものについても適用する。

〔罰則に関する経過措置〕

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によれる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日) 附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(検討)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中航空法第七十条(見出しを含む。)の改正規定、同法第百四十八条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第百四十九条の改正規定並びに附則第九条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(運輸安全委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する(検討))

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法及び運輸安全委員会設置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年六月一日法律第六五号) 抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

第一条中航空法第百十一条の六の次に四条を加える改正規定及び同法附則第六条から第九条までに係る部分に限る。)並びに第四条のうち民間の能力を活用した国管理空港等に関する法律目次の改正規定(「第九条」を「第九条の二」に改める部分に限る。)及び同法第二章中第九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十条、第十九条及び第二十条(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号。次条第二項において「設置管理条例」という。)第三十一条第一項の改正規定中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める部分に限る。)の規定

二及び三 略

四 第二条及び第三条並びに附則第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十二条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日) 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日) 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日